

意見募集期間

2024年10月9日～2024年10月23日

容量市場

業務マニュアル

長期脱炭素電源オークション

実需給期間前から発生する

リクワイアメント対応 編

(案)

2024年 月 日 第1版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの対象事業者および対象ケース	5
1.2	本業務マニュアルの構成	7
第2章	供給力提供開始時期の遵守	8
2.1	供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応	11
第3章	脱炭素化ロードマップの遵守	17
3.1	脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応	18
Appendix.1	図表一覧	31
Appendix.2	業務全体像	32

第1章 はじめに

容量市場 業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

長期脱炭素電源オークション（以下、本オークション）の容量提供事業者に係る契約締結以降の業務（以下、容量確保契約期間業務）は電源によって最短で2024年度から一部業務を実施いただく可能性があります。

2024年度から実施する可能性のある一部の容量確保契約期間業務について本業務マニュアルのほか、『電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編』、『ペナルティ・容量確保契約金額対応編』が公表されています（図1-1参照）。

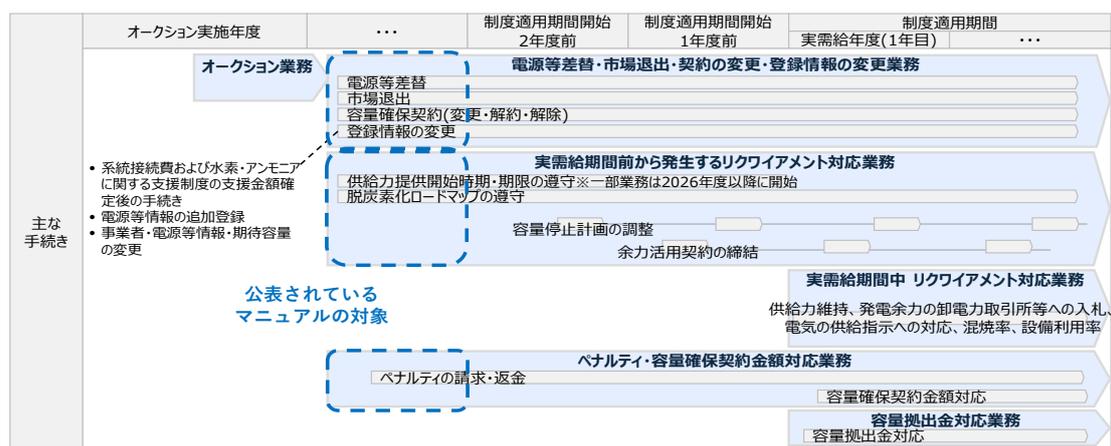


図 1-1 業務の発生時期と公表されているマニュアルの対象

各マニュアルに記載されている業務は関連していますので、必要に応じて本業務マニュアル以外もご参照ください。

本業務マニュアルは本オークションの容量提供事業者が実施する手続きのうち、リクワイアメント対応に係る業務手順やシステム¹の操作方法²が記載されています。

なお、本業務マニュアルでは実需給期間前から課せられるリクワイアメントのうち、

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

2024年度から発生するものに係る業務手順についてのみ記載しています（図 1-2 参照）。

その他の業務に係る業務手順については、今後当該業務が発生する際に、本業務マニュアルに追記します。

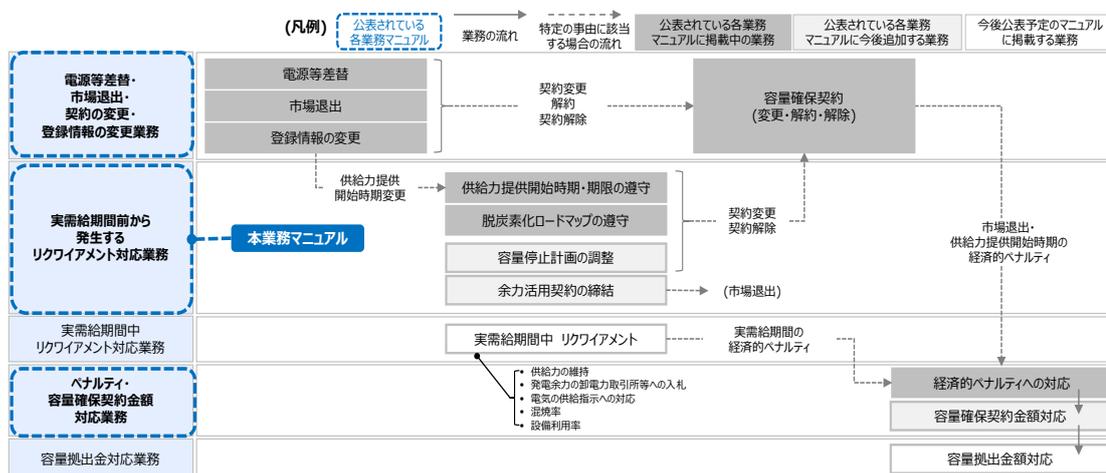


図 1-2 業務の関係性と本業務マニュアルの対象とする業務

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者および対象ケース
- 1.2 本業務マニュアルの構成

1.1 本業務マニュアルの対象事業者および対象ケース

本業務マニュアルの対象事業者は、本オークションの容量提供事業者です。

以下のケースが発生した際に、該当の章を参照のうえ、対応を行ってください（表 1-1 参照）。

表 1-1 本業務マニュアルの対象事業者および対象ケース

対応する章	リクワイアメント・アセスメント名	対象事業者	参照の対象ケース
2章	供給力提供開始時期の遵守	全容量提供事業者	容量提供事業者が供給力提供開始時期を変更する場合 注：供給力提供開始時期を変更する場合は、『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編』の『4.3 事業者・電源等情報・期待容量の変更』も参照
3章	脱炭素化ロードマップの遵守	LNG 専焼火力・水素専焼火力（グレー水素に限る。）の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修および既設火力をバイオマス専焼にするための改修を行う安定電源の容量提供事業者	本機関より脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認を受領した場合

1.2 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

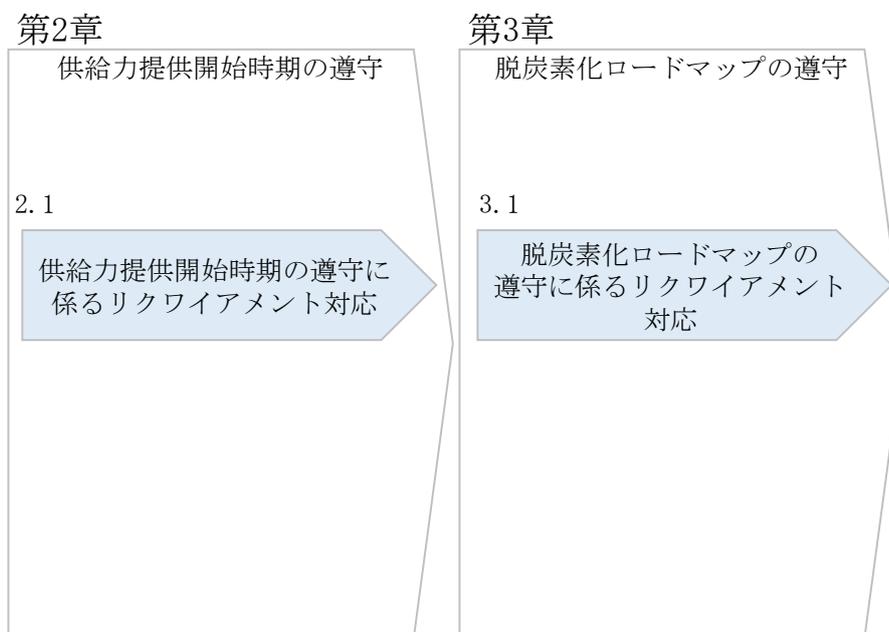


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

第2章 供給力提供開始時期の遵守

本章は、供給力提供開始時期の遵守に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）

2.1 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応

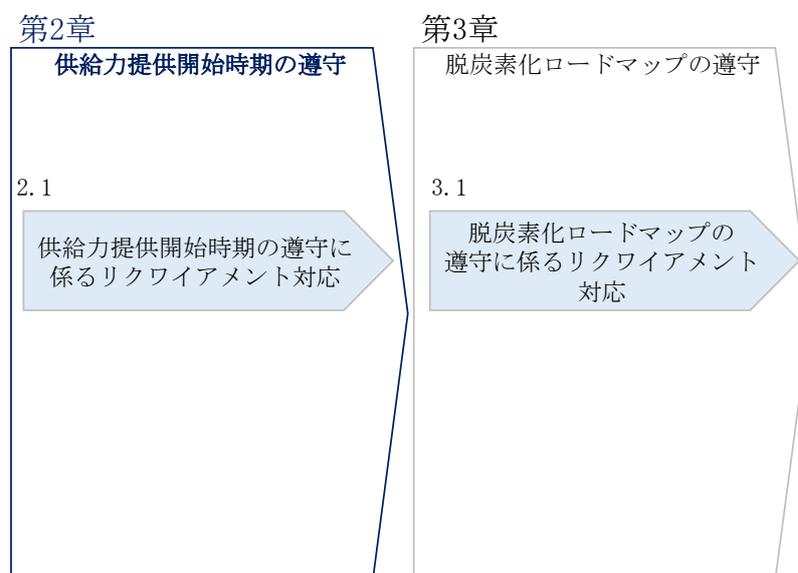


図 2-1 第2章の構成

本リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要は以下の通りです。

<対象電源>

制度適用期間前の安定電源・変動電源

<リクワイアメント概要>

容量提供事業者自身が電源等情報に登録した供給力提供開始時期（予定年度）を遵守すること

<アセスメント概要>

容量提供事業者は、制度適用期間開始の前年度に、本機関からの依頼に応じて供給力提供開始したことの証憑を提出する必要があります。供給力提供開始時期が年度を跨いで変更される場合、本機関にてメインオークションおよび追加オークションの供給曲線への影響の有無・範囲を確認します。

注1：制度適用期間の前倒しについて

供給力提供開始時期が早まった場合でも、2026年度以前への制度適用期間の前倒しはできません。

注2：アセスメント対象とならない変更について

供給力提供開始時期の予定年度内であれば、供給力提供開始時期の月度的変更はアセスメントの対象となりません。

注3：供給力提供開始したことの証憑の提出について

供給力提供開始したことの証憑の提出に係る詳細な手順は、今後、本業務マニュアルに追記します。なお、証憑等の審査は制度適用期間開始前年度の所定の審査期間に実施するため、本機関からの提出依頼より前に証憑等を提出しても、本機関では受領できないことにご注意ください。

なお、本アセスメントは、容量提供事業者が供給力提供開始時期の変更を行った後に実施します。供給力提供開始時期を変更する場合は、『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション（電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編）』の『4.3 事業者・電源等情報・期待容量の変更』を参照して、供給力提供開始時期の情報項目の変更に係る必要な手続きを行ってください。

また、容量提供事業者は、供給力提供開始時期の変更に伴い、本機関にて実施する本アセスメントの審査結果を受領することにご留意ください。

<ペナルティ概要>

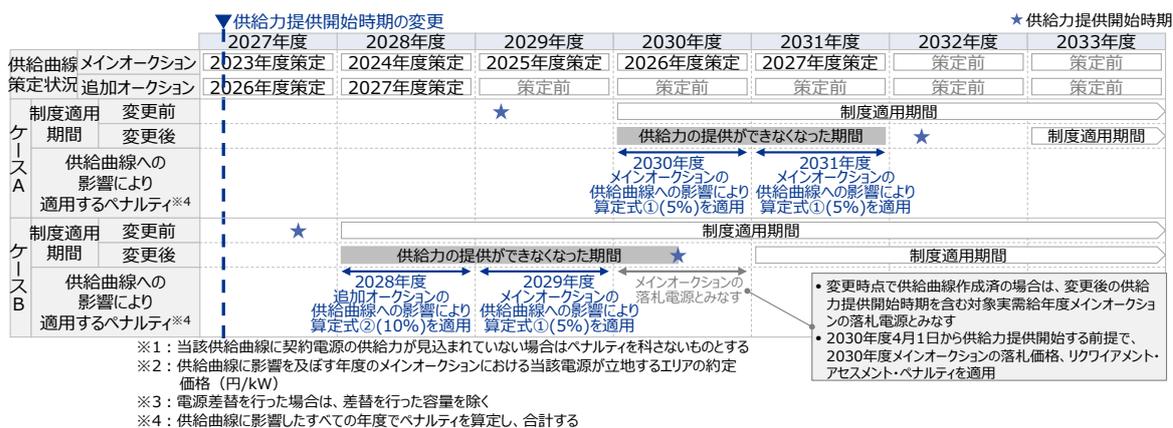
供給力提供開始時期についてメインオークションまたは追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。影響を及ぼした対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定するものとします。（図 2-2、図 2-3 参照）

なお、メインオークションおよび追加オークションの供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は除きます。

ペナルティ算定式	【①当該変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】 経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格 ^{※1} × 契約容量 ^{※2} × 5%
	【②当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】 経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格 ^{※1} × 契約容量 ^{※2} × 10%

※1：供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）
 ※2：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く

図 2-2 ペナルティ算定式



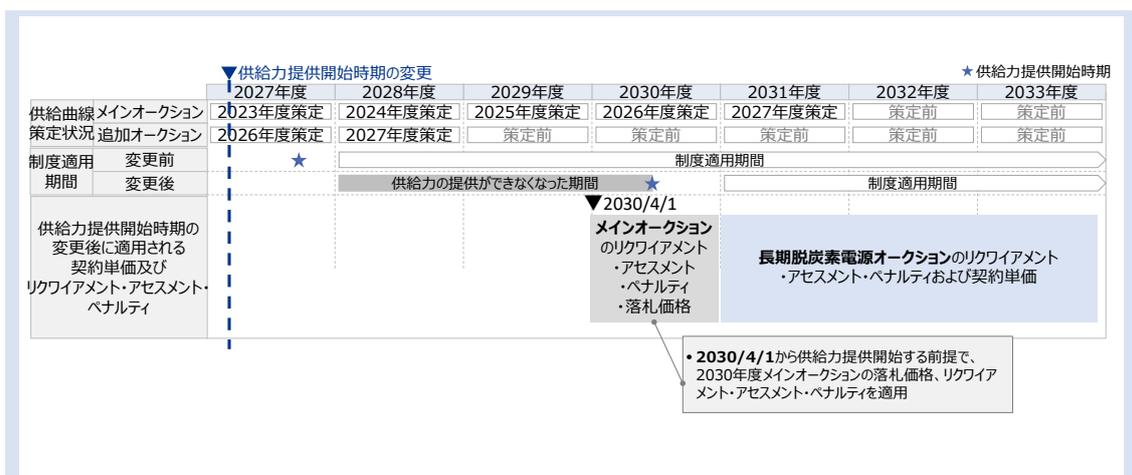


図 2-4 供給力提供開始時期の変更時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の4/1以降である場合に適用される契約単価及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

注2：調整不調電源の供給力提供開始時期を、年度を跨いで変更した場合の容量確保契約機金額の減額について

制度適用期間開始年度の2年度前に実施する容量停止計画の調整において調整不調電源となり、容量確保契約金額が減額されている電源の供給力提供開始時期を、年度を跨いで後ろ倒しした場合、契約単価をメインオークションの落札価格に変更したうえで、経済的ペナルティによる容量確保契約金額の減額分を再計算して適用します。詳細は、今後、本業務マニュアルに追記します。

2.1 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応

本節は、供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応について以下の流れで説明します（図 2-5 参照）。

- 2.1.1 供給力提供開始時期の変更申請
- 2.1.2 審査結果の受領
- 2.1.3 審査結果に対する異議申立
- 2.1.4 異議申立の妥当性審査結果の受領

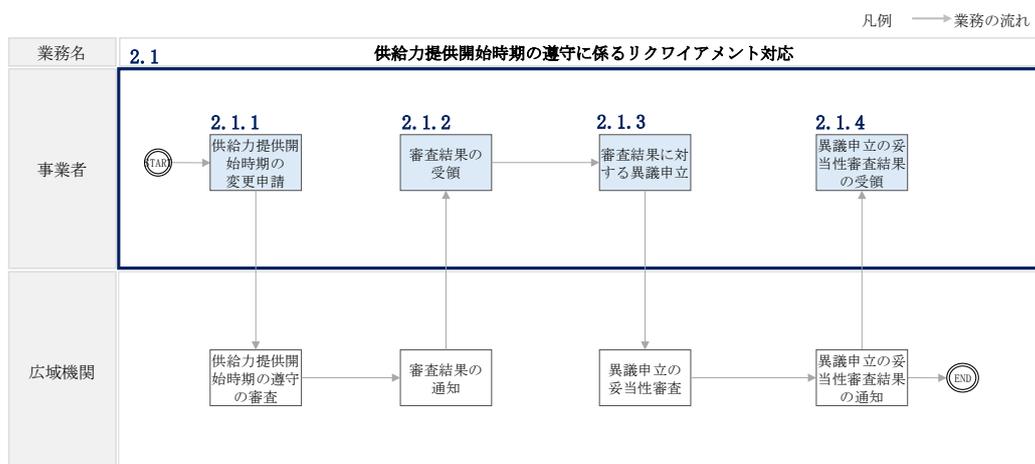


図 2-5 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応業務の詳細構成

2.1.1 供給力提供開始時期の変更申請

【概要】

本項は、供給力提供開始時期を変更するための申請方法について説明します。

【詳細手順】

容量提供開始事業者が、供給力の提供開始時期を変更したい場合は『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション（電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編）』の『4.3 事業者・電源等情報・期待容量の変更』を参照して、供給力提供開始時期の変更を行ってください。

2.1.2 審査結果の受領

【概要】

本項は、供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果の受領について説明します。

本機関からアセスメント結果が通知されますので、内容を確認してください。

【詳細手順】

容量提供事業者が、供給力提供開始時期の変更を行った場合、本機関では供給力提供開始時期の変更によるメインオークションおよび追加オークションの供給曲線への影響有無の審査を行います。

注：供給曲線への影響の審査方法について

メインオークションおよび追加オークションの供給曲線への影響有無の審査は、約款第15条1①(1)および(2)の記載に則り、対象実需給年度のメインオークションの開催年度の4月1日以降、同じ対象実需給年度の追加オークション実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの間に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更したか、または対象実需給年度の追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日の翌日以降に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更したかで審査します。

ただし、当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は、当該変更による供給曲線への影響は無いものと判断します。

アセスメント結果（合格または不合格）は、本機関より事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに、電子メールで送付されます。電子メールを受領後、添付ファイルの「アセスメント結果通知書」にて、アセスメント結果を確認してください。（図 2-6 参照）

アセスメント結果通知書 (供給力提供開始時期の遵守)

	通知No 0001
	通知日

電力広域的運営推進機関
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
問い合わせ先 部署 : 企画部
電話番号 : 03-6632-0902
E-Mail : xxx@occto.or.jp

事業者コード AAAA
事業者名 AAAA株式会社 御中

■アセスメント結果

不合格

■アセスメント結果詳細

変更申請日		2024/6/10	
運用年月	変更前	2026/12/31	
	変更後	2029/12/31	
変更区分		後ろ倒し	
供給量への 影響有無	メイン オークション	X年度	2027年度
		影響有無	影響あり
		X+1年度	2028年度
		影響有無	影響あり
		X+2年度	2029年度
		影響有無	影響なし
	追加 オークション	X+3年度	2030年度
		影響有無	影響なし
		X年度	2027年度
		影響有無	影響なし

■対象電源情報

電源等識別番号	XXXX
エリア	XXXX
広札年度	2023年度
契約容量(kW)	10,000

※結果に異議がある場合は、本紙面の通知メール受信から5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。
※契約内容の詳細は容量市場システムに添付されている電源等情報登録様式の最新版をご参照ください。

図 2-6 アセスメント結果通知書イメージ

2.1.3 審査結果に対する異議申立

【概要】

本項は、供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果が不合格であった場合の異議申立について説明します。

異議申立がある場合は電子メールに必要事項を記載して、本機関へ送付してください。

【詳細手順】

容量提供事業者は、本機関から送付されたアセスメント結果に対して、アセスメント結果を通知する電子メール受領日から5営業日以内であれば、電子メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合は、以下のメール文面案を参照のうえ、異議申立における必要事項を記載して、本機関に送付してください（表 2-1 参照）。

表 2-1 供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立に係るメール記載文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立
To	xxx@occto.or.jp
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様 以下のアセスメント結果について、異議申立を行います。 ■アセスメント結果受領日 YYYY/MM/DD ■対象となる電源等 ・事業者コード ・事業者情報に登録している事業者名称および担当者名 ・容量を提供する電源等の区分 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・応札年度 ■異議申立の内容 異議申立の内容およびその根拠を具体的に文章で記載
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

2.1.4 異議申立の妥当性審査結果の受領

【概要】

本項は、供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立の妥当性審査結果の受領について説明します。

本機関から妥当性審査結果が通知されますので、内容を確認してください。

【詳細説明】

供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立の妥当性が認められた場合、本機関より異議申立に係る審査に合格した旨の電子メールが、事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに送付されます。また、別途、供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメントの再審査結果が電子メールにて送付されます。

異議申立の妥当性が認められなかった場合、本機関より異議申立に係る審査に不合格であった旨の電子メールが、事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに送付されます。

第3章 脱炭素化ロードマップの遵守

本章は、脱炭素化ロードマップの遵守に関する以下の内容について説明します（図3-1 参照）。

3.1 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

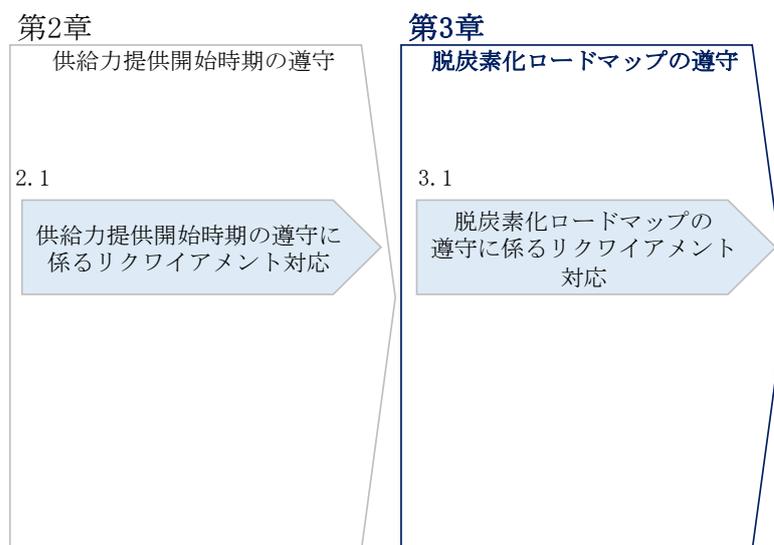


図 3-1 第3章の構成

本リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要は以下の通りです。

<対象電源>

LNG 専焼火力・水素専焼火力（グレー水素に限る。）の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修および既設火力をバイオマス専焼にするための改修を行う安定電源

<リクワイアメント概要>

LNG 専焼火力・水素専焼火力（グレー水素に限る。）の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修および既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、本機関が別途定める様式に従い、脱炭素化に向けたロードマッ

プを必要に応じて改訂し、その内容を遵守すること。

<アセスメント概要>

LNG 専焼火力・水素専焼火力（グレー水素に限る）の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修および既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、必要に応じてロードマップを改訂し、その内容を遵守していることを確認します。

必要な改訂を行っていない場合や、脱炭素化に向けた追加投資を行っていない場合は、合理的な理由の有無を確認します。

<ペナルティ概要>

LNG 専焼火力・水素専焼火力（グレー水素に限る）の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修および既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、合理的な理由なく必要なロードマップを改訂していない場合、またはその内容を遵守していない場合は、約款第 33 条第 3 項に示す契約の解除とします。

注：改訂後の脱炭素化ロードマップの公表について

脱炭素化ロードマップを改訂した場合は、改訂後の脱炭素化ロードマップが本機関のホームページに掲載されます。

3.1 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

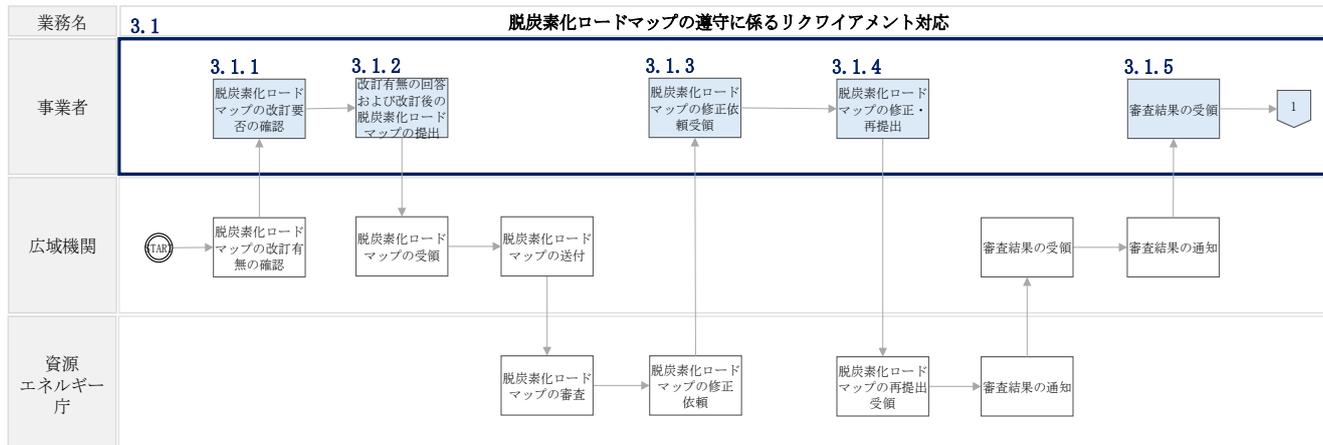
本節では、脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応について以下の流れで説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認
- 3.1.2 改訂有無の回答および改訂後の脱炭素化ロードマップの提出
- 3.1.3 脱炭素化ロードマップの修正依頼受領
- 3.1.4 脱炭素化ロードマップの修正・再提出
- 3.1.5 審査結果の受領
- 3.1.6 審査結果に対する異議申立
- 3.1.7 異議申立の妥当性審査結果の受領
- 3.1.8 最新版脱炭素化ロードマップの提出
- 3.1.9 不一致に係る問合せ受領
- 3.1.10 不一致に係る問合せ回答

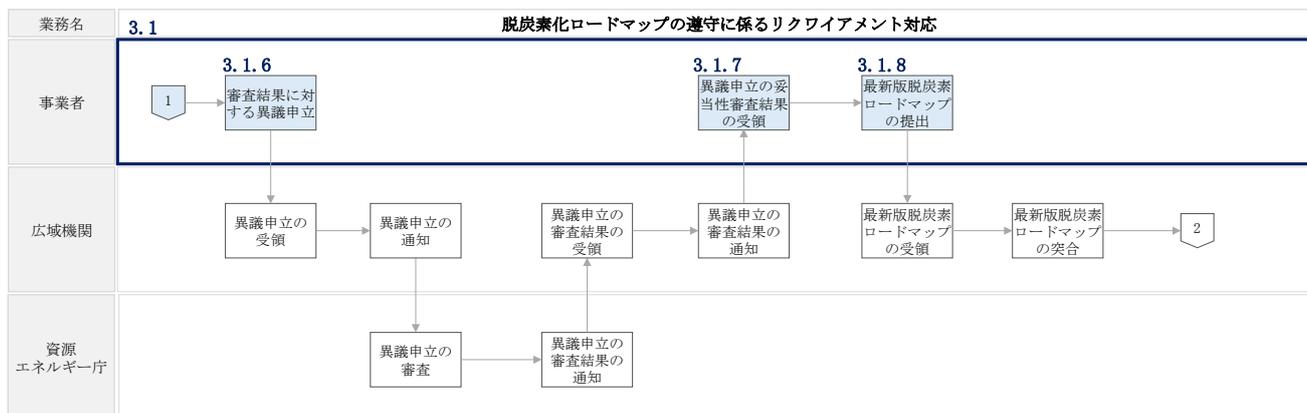
第3章 脱炭素化ロードマップの遵守

3.1 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

凡例 → 業務の流れ



凡例 → 業務の流れ



凡例 → 業務の流れ

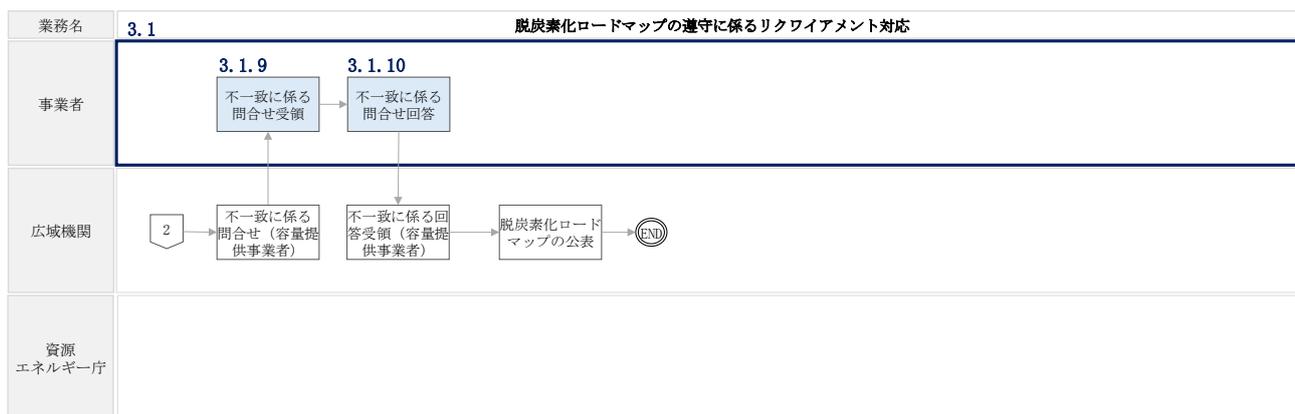


図 3-2 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応業務の詳細構成

3.1.1 脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認について説明します。

本機関から送付される脱炭素化ロードマップの改訂に係る電子メールを受領後、必要に応じて脱炭素化ロードマップを改訂してください。

【詳細手順】

本機関より、脱炭素化ロードマップの改訂の有無に関する電子メールが、容量提供事業者が事業者情報登録時に容量市場システムに登録したメールアドレスに送付されます。

電子メール受領後、脱炭素化ロードマップの改訂の要否を判断し、必要に応じて脱炭素化ロードマップを改訂してください。

脱炭素化ロードマップの改訂は、脱炭素化ロードマップの指定様式の注意事項に従って行ってください（図 3-3 参照）。

発電所 号機の脱炭素化ロードマップ					
					年 月 応札事業者名
	年度 (応札年度)	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度
<電源>					
発電所 号機					
<燃料種>					
燃料 (例：アンモニア、水素 、バイオマス)					
<前提条件>					
注) 以下の5つの項目は最低限記載すること。 ・落札電源に係る建設工事の期間（環境アセスの期間を含む） ・各段階での脱炭素化技術、脱炭素比率、各脱炭素比率での運転開始時期 ・脱炭素比率を向上させる改修投資を行う場合の長期脱炭素電源オークションでの落札の時期 ・使用する脱炭素燃料(水素・アンモニアはグレー・ブルー・グリーンの種類を含む。合成メタンは原料となる水素のグレー・ブルー・グリーンの種類を含む。なお、合成メタンは、原料となるCO2の情報（調達先、回収方法等）についても、今後の政策動向によっては、記載を求める場合があります。） ・前提条件					

図 3-3 脱炭素化ロードマップのイメージ

注：改訂不要の判断をする際の留意事項について

脱炭素化ロードマップの改訂を行わない場合は、混焼率を向上させるための改修工事に係る技術開発状況および燃料調達環境の確保を含めた事業性確保の見通しを踏

まえ、合理的な理由があることを確認したうえで、判断してください。必要な改訂を行っていない場合は、資源エネルギー庁より合理的な理由の有無を確認する場合があります。また、合理的な理由なくロードマップを改訂していない場合、約款第33条第3項に示す契約の解除となる可能性があります。

3.1.2 改訂有無の回答および改訂後の脱炭素化ロードマップの提出

【概要】

本項は、改訂後の脱炭素化ロードマップの提出または脱炭素化ロードマップを改訂しない旨の回答に係る業務について説明します。

【詳細手順】

脱炭素化ロードマップを改訂する場合、改訂後の脱炭素化ロードマップを添付のうえ、本機関に電子メールを送付してください。脱炭素化ロードマップを改訂しない場合、脱炭素化ロードマップを改訂しない旨を本文に記載のうえで、本機関に電子メールを送付してください。(表 3-1 参照)

表 3-1 脱炭素化ロードマップの改訂有無に係る確認の回答メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】脱炭素化ロードマップの改訂有無の回答
To	xxx@occto.or.jp
CC	
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 担当者様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂後の脱炭素化ロードマップを提出します。 ・本年度の脱炭素化ロードマップの改訂はありません。 <p>■対象となる電源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者コード ・事業者情報に登録している事業者名称および担当者名 ・容量を提供する電源等の区分 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・応札年度
添付資料	改訂後の脱炭素化ロードマップ (改訂がある場合)

注：脱炭素化ロードマップのファイル名について

脱炭素化ロードマップのファイル名は、以下の命名規則に従って設定してください（表 3-2 参照）。

L〇〇〇〇〇_ ABCD_ XXX 発電所_ D3_ R1

1
2
3
4
5

表 3-2 脱炭素化ロードマップのファイル命名規則

No.	内容	設定方法	備考
1	オークション実施年度	「L〇〇〇〇〇」（〇〇〇〇〇は長期脱炭素電源オークションの応札年度を西暦4桁で記載）を設定してください	
2	事業者コード	事業者コードを設定してください	
3	電源等の名称	電源等の名称を設定してください	ファイル名が50文字を超える場合は短縮
4	ファイルコード	「D3」を設定してください。	
5	改訂回数	当該ファイルの改訂回数を設定してください。	

■適用例

L2023_ ABCD_ △△発電所_ D3_ R1 （改訂回数1回）

L2023_ EFGH_ ○○発電所_ D3_ R3 （改訂回数3回）

3.1.3 脱炭素化ロードマップの修正依頼受領

【概要】

本項は、資源エネルギー庁より通知される脱炭素化ロードマップの修正依頼の受領に係る業務について説明します。

【詳細手順】

改訂がある場合、改訂後の脱炭素化ロードマップについて資源エネルギー庁が審査します。改訂がない場合、技術開発の進歩等を考慮し、公表済みの最新の脱炭素化ロードマップの改訂要否について資源エネルギー庁が審査します。修正が必要と判断された場合は、資源エネルギー庁より修正依頼が電子メールにて送付されます。電子メール受領後、資源エネルギー庁からの修正依頼内容を確認してください。

3.1.4 脱炭素化ロードマップの修正・再提出

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの修正・再提出に係る業務について説明します。

【詳細手順】

資源エネルギー庁の修正依頼について、依頼内容に従って脱炭素化ロードマップを修正してください。

なお、修正依頼内容に疑義がある場合は、資源エネルギー庁にお問い合わせください。

注：改訂後の脱炭素化ロードマップを修正する際の改訂回数の表記について

改訂後の脱炭素化ロードマップについて、資源エネルギー庁からの修正依頼に基づいて修正・再提出を行う都度、ファイル名末尾の改訂回数を変更する必要はありません。

ただし、容量提供事業者が脱炭素化ロードマップの改訂は不要と判断したものの、資源エネルギー庁からの修正依頼に基づいて脱炭素化ロードマップを改訂する場合は、『3.1.2 改訂有無の回答および改訂後の脱炭素化ロードマップの提出』を参照して、ファイル名（ファイル名末尾の改訂回数を含む）を設定してください。

脱炭素化ロードマップの修正完了後、修正後の脱炭素化ロードマップを資源エネルギー庁に再提出してください。

3.1.5 審査結果の受領

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果の受領について説明します。

【詳細手順】

アセスメント結果（合格または不合格）は、本機関より事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに、電子メールで送付されます。電子メールを受領後、添付ファイルの「アセスメント結果通知書」にて、アセスメント結果を確認してください。（図 3-4 参照）

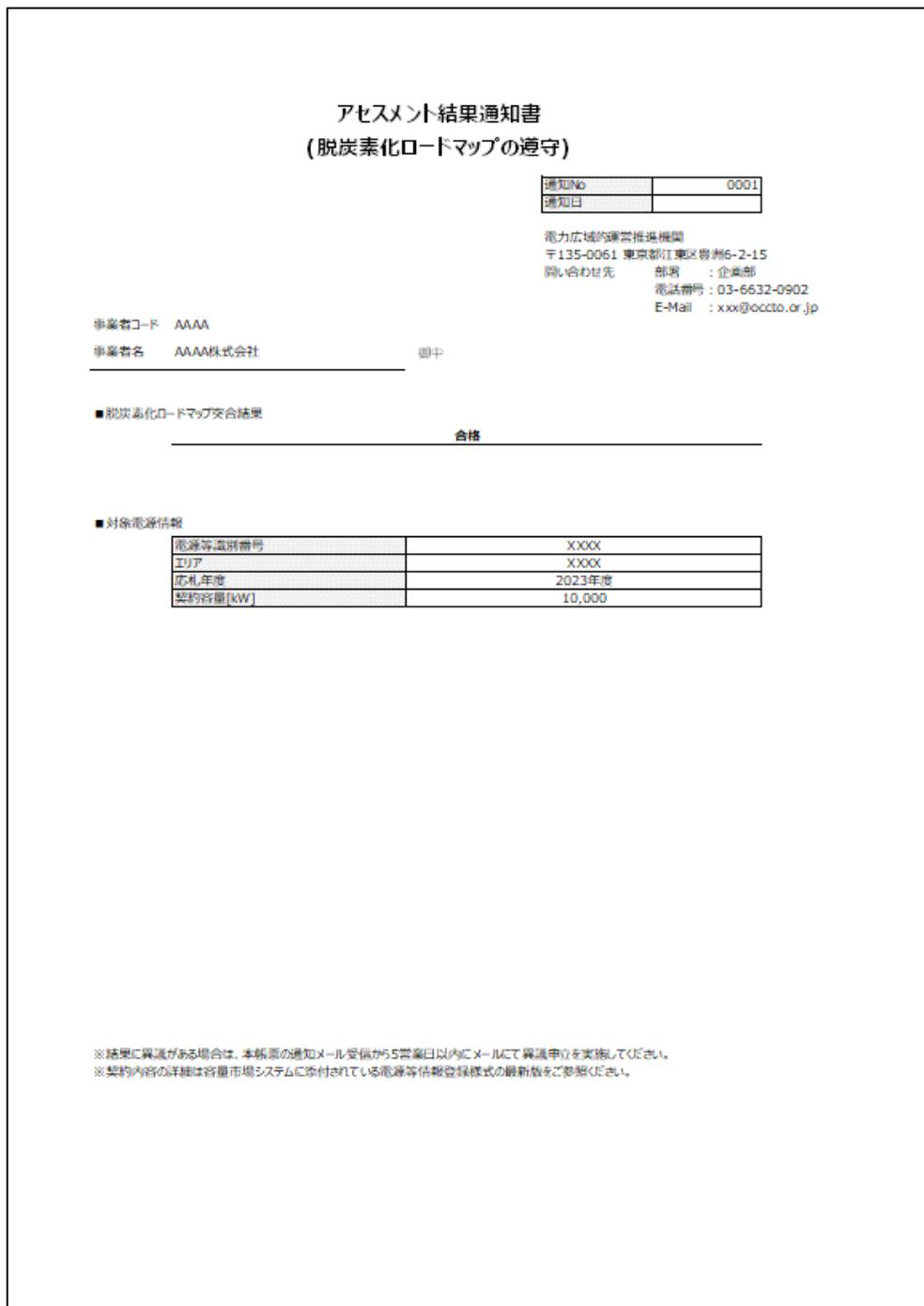


図 3-4 アセスメント結果通知書イメージ

3.1.6 審査結果に対する異議申立

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果が不合格であった場合の異議申立について説明します。

異議申立がある場合は電子メールに必要事項を記載して、本機関へ送付してください。

【詳細手順】

容量提供事業者は、本機関から送付されたアセスメント結果に対して、アセスメント結果を通知する電子メール受領日から5営業日以内であれば、電子メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合は、以下のメール文面案を参照のうえ、異議申立における必要事項を記載して、本機関に送付してください（表 3-3 参照）

表 3-3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立に係るメール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立
To	xxx@occto.or.jp
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様 以下のアセスメント結果について、異議申立を行います。 ■アセスメント結果受領日 YYYY/MM/DD ■対象となる電源等 ・事業者コード ・事業者情報に登録している事業者名称および担当者名 ・容量を提供する電源等の区分 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・応札年度

メール項目	内容
	■異議申立の内容 異議申立の内容およびその根拠を具体的に文章で記載
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

3.1.7 異議申立の妥当性審査結果の受領

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果の異議申立に対する審査結果の受領について説明します。

本機関から妥当性審査結果が通知されますので、内容を確認してください。

【詳細手順】

脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立の妥当性が認められた場合、本機関より異議申立に係る審査に合格した旨の電子メールが、事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに送付されます。また、別途、脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメントの再審査結果が電子メールにて送付されます。

脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立の妥当性が認められなかった場合、本機関より異議申立に係る審査に不合格であった旨の電子メールが容量提供事業者に送付されます。

3.1.8 最新版脱炭素化ロードマップの提出

【概要】

本項は、本機関に対する最新版の脱炭素化ロードマップの提出について説明します。最新版の脱炭素化ロードマップについて、容量市場システムを通じて本機関へ提出してください。

【詳細手順】

脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメントに合格した容量提供事業者のうち、脱炭素化ロードマップを改訂している容量提供事業者は、最新版の脱炭素化ロードマップを、容量市場システムにアップロードすることで、本機関に提出してください。

注：最新版の脱炭素化ロードマップについて

「最新版の脱炭素化ロードマップ」とは、以下の2つのうちどちらかを指します。

①資源エネルギー庁からの修正依頼を受けて修正した場合は修正後の脱炭素化ロードマップ

②資源エネルギー庁からの修正依頼がない場合は改訂後の脱炭素化ロードマップ

容量市場システム³「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で検索したい電源等情報の条件を入力して「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、最新版の脱炭素化ロードマップのアップロードを行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックし、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックし、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「ファイル選択」をクリックして、最新版の脱炭素化ロードマップをアップロードします。

注1：ファイルアップロード時の注意点

容量市場システムへのアップロード時に提出済みのファイルを削除しないでください。

注2：脱炭素化ロードマップのファイル名について

脱炭素化ロードマップのファイル名は、以下の命名規則に従って設定してください（表 3-4 参照）。

L〇〇〇〇_ABCD_XXX 発電所_D3_R1

1 2 3 4 5

³ 本機関の容量市場システム ホームページ (https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryou_jizentetsuzuki.html)

表 3-4 脱炭素化ロードマップのファイル命名規則

No.	内容	設定方法	備考
1	オークション実施年度	「L〇〇〇〇」（〇〇〇〇は長期脱炭素電源オークションの応札年度を西暦4桁で記載）を設定してください	
2	事業者コード	事業者コードを設定してください	
3	電源等の名称	電源等の名称を設定してください	ファイル名が50文字を超える場合は短縮
4	ファイルコード	「D3」を設定してください。	
5	改訂回数	当該ファイルの改訂回数を設定してください。	

■適用例

L2023_ ABCD_△△発電所_D3_R1 （改訂回数1回）

L2023_ EFGH_〇〇発電所_D3_R3 （改訂回数3回）

最新版の脱炭素化ロードマップのアップロードにあたっては「変更理由」欄に変更理由を入力してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします（図 3-5 参照）

注：容量市場システムに登録する際の「変更理由」について

変更理由は、特段の事情がない限り、「脱炭素化ロードマップの改訂のため」としてください。

第3章 脱炭素化ロードマップの遵守

3.1 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

詳細情報一覧

削除	秩番	号機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運転年月	変更
<input type="checkbox"/>	1	1号機	11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過措置対象	変更

アップロードする提出ファイルを選択してください。

提出書類 (追加)

ファイル選択	ファイルが選択されていません。	アップロード

登録済提出書類一覧

削除	No.	提出書類名
<input type="checkbox"/>	1	使用届状書登録11.pdf

変更理由

全角または半角文字で入力してください。
電源等の名称の変更

確認

図 3-5 電源情報変更申込画面「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

「電源等情報変更申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」に戻ります。

注：登録内容変更申し込みの注意事項について

なお、この段階では仮申込の終了であり、登録内容変更の申込は完了していませんので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブから「電源等情報審査管理」をクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」で登録したい電源等情報の条件を入力して「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リン

クをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックし、「OK」ボタンをクリックします。申込が完了すると、申込完了の旨が電子メールで送付されます。

3.1.9 不一致に係る問合せ受領

【概要】

本項は、本機関による最新版の脱炭素化ロードマップと資源エネルギー庁の保有する脱炭素化ロードマップの突合結果の不一致に関する問合せに係る業務について説明します。

【詳細手順】

最新版の脱炭素化ロードマップと資源エネルギー庁の保有する脱炭素化ロードマップに不一致がある場合、本機関より、事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに、不一致の原因に関する問合せの電子メールが送付されます。

3.1.10 不一致に係る問合せ回答

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの突合結果の不一致に関する問合せへの回答に係る業務について説明します。

【詳細手順】

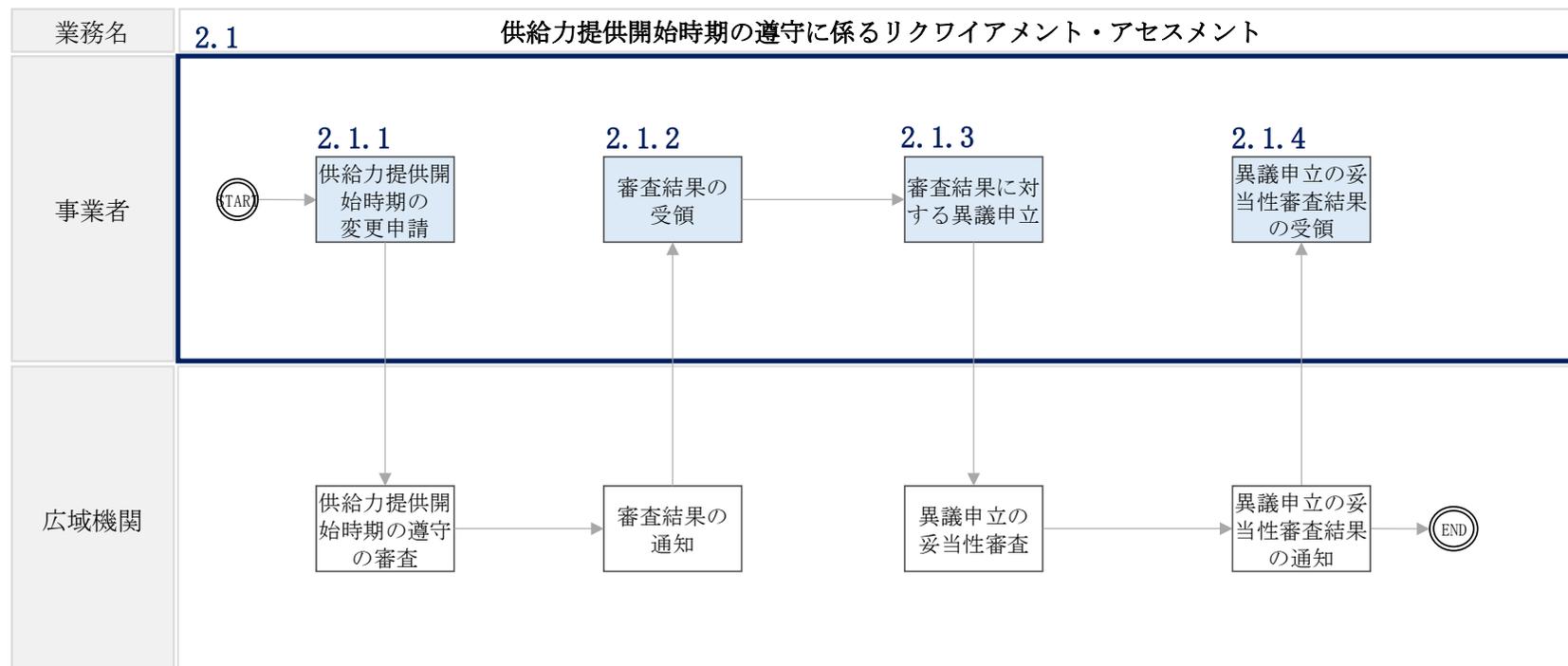
最新版の脱炭素化ロードマップと資源エネルギー庁の保有する脱炭素化ロードマップに不一致について本機関より問合せの電子メールを受領した場合、問合せ内容をご確認のうえ、速やかに回答を電子メールにて送付してください。

Appendix.1 図表一覧

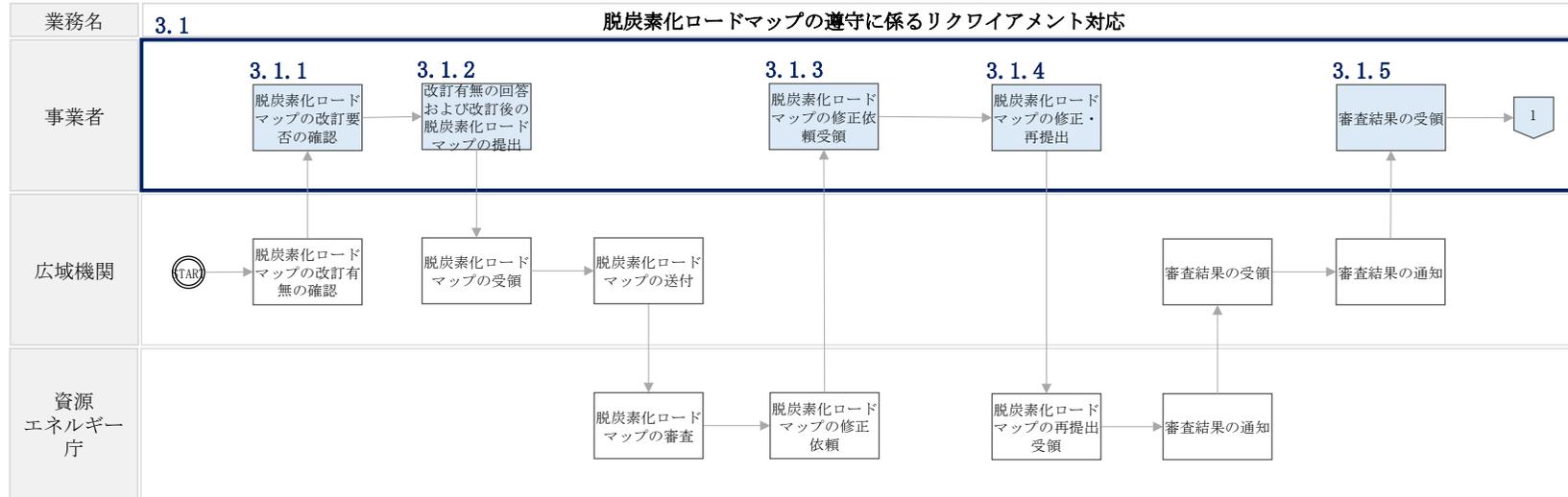
図 1-1 業務の発生時期と公表されているマニュアルの対象	4
図 1-2 業務の関係性と本業務マニュアルの対象とする業務	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）	7
図 2-1 第2章の構成	8
図 2-2 ペナルティ算定式	10
図 2-3 供給力提供開始時期の変更によって適用されるペナルティのイメージ	10
図 2-4 供給力提供開始時期の変更時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の4/1以降である場合に適用される契約単価及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ	11
図 2-5 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応業務の詳細構成	12
図 2-6 アセスメント結果通知書イメージ	14
図 3-1 第3章の構成	17
図 3-2 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応業務の詳細構成	19
図 3-3 脱炭素化ロードマップのイメージ	20
図 3-4 アセスメント結果通知書イメージ	24
図 3-5 電源情報変更申込画面「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ	29
表 1-1 本業務マニュアルの対象事業者および対象ケース	6
表 2-1 供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立に係るメール記載文面案	15
表 3-1 脱炭素化ロードマップの改訂有無に係る確認の回答メール文面案	21
表 3-2 脱炭素化ロードマップのファイル命名規則	22
表 3-3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立に係るメール文面案	25
表 3-4 脱炭素化ロードマップのファイル命名規則	28

Appendix.2 業務全体像

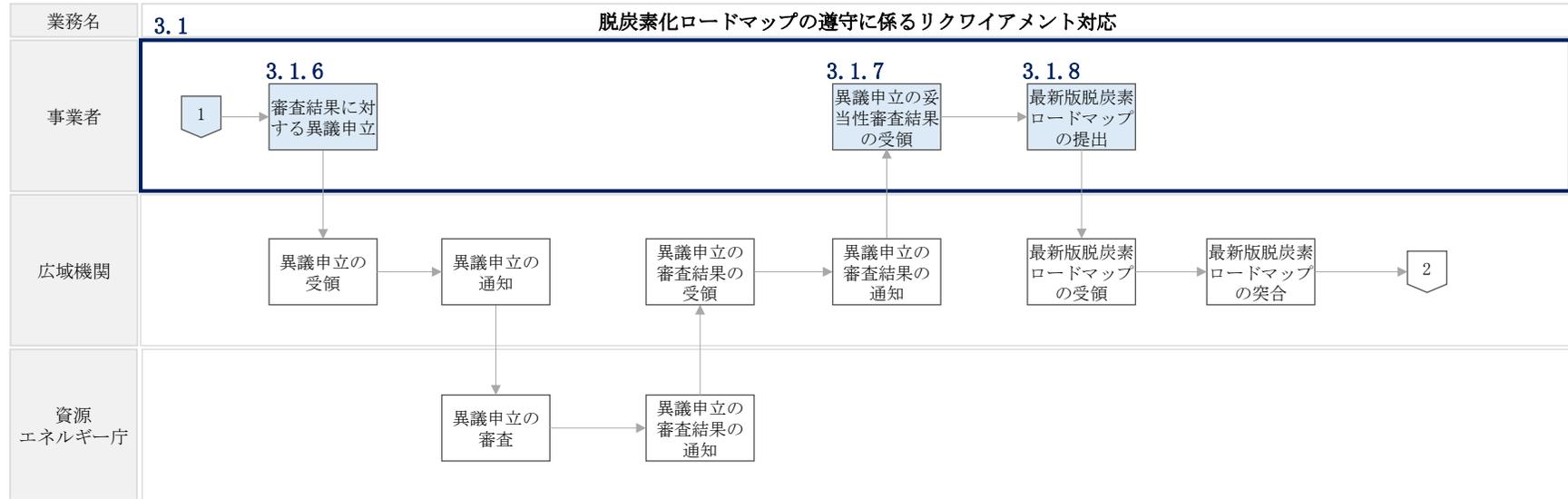
凡例 → 業務の流れ



凡例 → 業務の流れ



凡例 → 業務の流れ



凡例 → 業務の流れ

